

9/19 朝高

県内中高年の 健診受診低迷

高齢者医療確保法で保険事業者に実施義務がある四十~七十四歳の健康診断受診率が、県内は北陸三県で最も低い水準にとどまっている。国民健康保険（国保）と全国健康保険協会（協会けんぽ）に共通して見られ、関係者は受診率の向上に頭を悩ませている。（中崎裕）

高齢者医療確保法は、メタボリック症候群の予備軍を減らして中高年の医療費を抑制するため、四十~七十四歳の加入者を対象に健康診断と保健指導を実施するよう保険事業者に義務付けている。

県健康増進課によると、国小企業従業員とその家族二十

人があなたとなるが、受診率は二〇一五年度で32・4%と全国三十五番目の低さ。石川県は44・8%、富山県は42・9%で差が際立っている。

協会けんぽには、県内の中

北陸3県で最下位

自己負担額 要因か

九万人が加入しており、対象世代の従業員家族で受診率が低い状況が続いているといふ。一六年度の受診率は全国平均並みの22・0%だが、国保と同様に石川県の25・4%、富山県の24・8%と比べるとやはり低い水準にある。

背景として関係者が挙げる

のは、自己負担額が一県と比べて重いこと。協会けんぽ福井支部によると、石川や富山では五百円程度の自己負担で済むが、県内では千五百円ほどの自己負担が生じることが多いこと。

担当者は「受診者が少ないため健診費用が下がらず、負担が重いから受診率が上がらない」という悪循環があるようだ」と悩みつつ、一四年度から集団検診車の巡回を増やして受診を呼び掛けている。

県健康増進課によると、国